

# 予算決算委員会建設分科会記録

1 日 時 令和3年6月24日（木曜日）

開 会	午前 9時59分
休 憩	午前10時05分
再 開	午前10時18分
休 憩	午前10時33分
再 開	午前10時44分
休 憩	午前11時12分
再 開	午前11時37分
閉 会	午前11時57分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 9人

分科会長	竹 田 勝
分科会副会長	金 谷 幸 則
委 員	柏 佳 枝
//	高 原 讓
//	豊 岡 達 郎
//	岡 部 享
//	谷 口 寿 一
//	横 野 昭
//	金 厚 有 豊

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【消防局】

局長	相澤 充則
局次長	河部 勝巳
総務課長	石井 誠
予防課長	浦山 信之
警防課長	松井 孝博
通信指令課長	井原 毅
総務課主幹（総務企画・調整担当）	嘉戸 智人

### 【上下水道局】

局長	山崎 耕一
局次長	山森 豊
局次長（技術担当）	深山 隆
参事（建設部次長（技術担当））	酒井 正道
参事（西上下水道サービスセンター所長）	渡辺 政司
経営企画課長	石金 俊介
契約出納課長	中島 志津子
料金課長	泉野 敬之
給排水サービス課長	五十嵐 健治
水道課長	山崎 明彦
下水道課長	五十嵐 進
上下水道施設管理センター所長	森岡 俊雄
東上下水道サービスセンター所長	田辺 茂樹
流杉浄水場長	大場 角栄
浜黒崎浄化センター場長	中橋 亨
下水道課主幹（河川整備課長）	経澤 陽一
経営企画課主幹（調整担当）	山口 晋一郎

### 【建設部】

部長	舟田 安浩
理事（土木事務所長）	山元 政彦
部次長	高柳 誠
部次長（技術担当）	酒井 正道
参事（道路河川管理担当）	増山 和弘
参事（市営住宅等再編担当）	片山 建

参事（建設政策課長）	高尾	輝彦
参事（土木事務所建設課長）	牧	雅浩
道路整備課長	奥田	孝治
道路河川管理課長	帳山	誠志
河川整備課長	経澤	陽一
道路構造保全対策課長	野上	一成
公園緑地課長	澤野	重雄
防災対策課長	村田	友康
市営住宅課長	山崎	悟
営繕課長	生田	朋道
土木事務所管理課長	山下	達也
建設政策課主幹（調整担当）	中川	哲也

### 【活力都市創造部】

部長	中村	雅也
部次長	中村	敏之
部次長（技術担当）	狩野	雅人
参事（都市計画課長）	村井	真哉
参事（都市再生整備課長）	高森	隆
活力都市推進課長	高田	興真
交通政策課長	野村	知範
建築指導課長	佐藤	英子
富山駅周辺地区整備課長	金山	英樹
路面電車推進課長	高田	秀昭
中心市街地活性化推進課長	柵	伸治
居住対策課長	山崎	哲志
活力都市推進課主幹（調整担当）	谷島	洋

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課長代理	中山	崇
議事調査課主査	熊谷	法子
議事調査課主任	河原	絢香

## 7 会議の概要

分科会長       ただいまから、令和3年6月定例会の予算決算委員会建設分科会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）を許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

分科会長       審査に先立ち、分科会記録の署名委員に、谷口委員、横野委員を指名いたします。

各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。

なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけをお願いいたします。

また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

マスクで声が聞き取りにくくなっていますので、大きな声での発言をお願いします。

これより、消防局所管分の議案の審査を行います。

議案第136号 令和3年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の

補正中、歳出第9款消防費  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

消防局長           〔挨拶〕

警防課長           〔議案説明資料により説明〕

分科会長           これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長           ないようですので、これをもって議案の質疑  
を終結いたします。  
これより、議案第136号中消防局所管分の  
意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長           意見の表明なしと認めます。  
以上で、建設分科会消防局所管分を終了いた  
します。

午前10時05分   休憩

~~~~~  
午前10時18分 再開

分科会長      これより、建設分科会上下水道局所管分に入ります。  
報告案件として提出されている  
報告第17号 令和2年度富山市公共下水道事業会計継続費繰越計算書、  
報告第20号 令和2年度富山市水道事業会計予算繰越計算書、  
報告第21号 令和2年度富山市公共下水道事業会計予算繰越計算書、  
報告第23号 債権放棄報告の件中、上下水道局所管分、  
以上4件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

上下水道局長      〔挨拶〕

上下水道局次長      〔報告第17号について、  
報告第20号について、  
報告第21号について、  
議案説明資料により説明〕

料金課長      〔報告第23号中  
上下水道局所管分について、

議案書により説明]

- 分科会長           これより、質疑に入ります。  
                      質疑はありませんか。
- 豊岡委員           議案説明資料2ページから4ページには、水道事業会計と公共下水道事業会計の2会計について、令和2年度予算繰越の内訳調書が記載されております。水道事業では約3億5,000万円、下水道事業では約19億7,000万円がそれぞれ次年度へ繰り越されることになっていますが、これらの繰越額は、令和元年度と比較してどの程度の増減があったのかお聞かせください。
- 上下水道局次長    まず水道事業会計につきましては、令和2年度の繰越額は、前年度と比較いたしまして約1億1,000万円の増となっております。また、公共下水道事業会計につきましては、前年度と比較いたしまして約2億8,000万円の増となっております。
- 豊岡委員           水道事業、公共下水道事業ともに、繰越額が1億円以上増加したということですが、主な繰越しの理由にある関係機関等との協議や、他の関連工事等の調整等に日数を要したとい

ったことについては、新型コロナウイルスの感染拡大や、本年1月の大雪が影響しているのかどうか、あるとすればどの程度のものであったのかお聞かせください。

上下水道局次長 まず水道事業の繰越しにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響はありませんでしたが、本年1月の度重なる大雪によりまして、年度内完成を目指しておりました老朽管整備工事の一部の現場におきまして、生活道路確保のための除排雪作業を最優先にしてほしい旨の要望を地元町内会のほうから受けまして、一時的に工事を中止したことにより、件数にして8件、金額にして約1億9,000万円の工事が繰越しとなっております。なお、この8件につきましては、現在、工事は既に完了しております。

次に、下水道事業の繰越しにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響はありませんでした。本年1月の大雪についても、一部の工事に遅れが生じましたが、その後の工程調整などによりまして、繰越しが増加した要因には至っておりません。繰越しの件数、金額を当初予算額で昨年度と比較いたしますと、共に減少といったような状況です。こうした中で、繰越額が増えた要因としまし

ては、繰越し理由の欄にあります、③の国庫補助金の追加内示によるものでありまして、これは令和2年度第3次補正予算を活用して、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を重点的に取り組むものであります。さきの3月定例会において補正予算を組ませていただいたことから年度内完成が困難であったものということでございます。

豊岡委員

水道事業の繰越し工事において、他工事関連事業として3件の工事や業務委託が記載されておりますが、他工事関連事業とは具体的にどのようなものかお聞かせください。

水道課長

他工事関連事業とは、下水道事業や道路改良事業などの他事業者の実施に関連して、水道管の移設依頼を受けて実施する事業であります。

なお、令和2年度に繰越しとなりました3件の工事につきましては、いずれも富山県において実施されております道路改良関連工事に伴う下水道管の移設工事及び移設工事実施に先立つ詳細設計業務の内容となっております。いずれも富山県の事業進捗の遅れに伴い繰越しとなったものであります。

高原委員

先ほど御説明いただきました議案書100ページの報告第23号 債権放棄報告の件について、水道料金の債権放棄の事由として、生活保護や破産等が記載されておりますが、コロナ禍の影響を受けて倒産した事業所や生活困窮者に対して、債権放棄を行った事例は実際にあるのかお聞かせください。

料金課長

上下水道局では、債権放棄の対象となります生活保護の対象となった方々、それと破産された方々に対しまして、聞き取り等により、その状態に至った経緯や理由を特定することが困難なことから、それがコロナ禍の影響に伴うものかどうかの把握はいたしておりません。

一方で、コロナ禍の影響により水道料金等の支払いが一時的に困難となった方々向けまして、市のホームページや広報により納期限の延長が可能である旨の周知を図っておりまして、そのことについて御相談のあった方につきましては、状況を聞き取り、納期限の延長や分割納付を認めております。これらの方々につきましては、お約束いただいた期限までに納付していただいております。生活保護、破産といった事由で債権放棄を行った事例はございません。

高原委員

今ほど報告がありました債権放棄の件に関連してお尋ねします。

民法改正に伴い、令和2年4月から水道料金の消滅時効が2年から5年に3年間延長されました。このことで債権管理について新たな取組が必要となった事例はあるのでしょうか。また、そのために職員の業務量が大幅に増加するようなことがあるのでしょうか。それについてお聞かせください。

料金課長

水道料金の時効期間の見直しでは、4年後には、2年と5年の消滅時効の対象調定が混在する状況となりますため、これをリスト等で確認することができるように、令和7年度までに水道総合オンラインシステムの改修を実施してまいりたいと考えております。

なお、この時効期間の見直しでは、システム改修に係る対応以外に職員の負担が増えることは特にないというふうに考えております。

谷口委員

今言われた2年と5年の消滅時効の混在ということについて少し説明してください。

料金課長

もともと水道料金の時効期間は旧民法で2年とされていたのですが、民法の改定がございまして、令和2年4月1日以降の契約

分につきましては、時効期間が5年に延長されました。それで、去年、令和2年4月1日以降に新たに契約されたものが5年の時効期間を持つものになるのですけれども、その調定で納付がされなかったとして、5年の時効期間満了を迎えるのが4年後、令和7年3月31日になります—もしお支払いになられなかったらです。そのときに2年の時効のものと5年の時効のものが混在してくる形になります。

谷口委員 今までは時効期間が2年だったのだから、2年たった令和4年中に旧民法の時効期間は終わるのではないのですか、違いますか。

料金課長 御説明が足りなかったので補足します。  
令和2年4月以前に御契約いただいた方で、継続して御契約いただいている方は時効期間は2年のままであります。令和2年4月1日以降に新たに水道の供給契約を結んでいただいた方は5年の消滅時効という新法の規定が適用されることとなります。なので、消滅時効の期間が2年の方と5年の方が並行して存在することとなります。

谷口委員 ということは、時効期間が2年の人はずっと

2年ということですね。

料金課長 旧民法の期間中に御契約いただいている方につきましては、単価給水契約を一旦やめられて、再度契約されない限り時効は2年のまま続きます。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
以上で、建設分科会上下水道局所管分を終了いたします。

午前10時33分 休憩

~~~~~

午前10時44分 再開

分科会長 これより、建設分科会建設部所管分の議案の審査を行います。  
議案第136号 令和3年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費中、建設部所管分、第11款災害復旧費中、建設部所管分、を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

建設部長 〔挨拶〕

建設部次長 〔議案第136号中  
建設部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

防災対策課長 〔議案第136号中  
防災事務費について、  
議案説明資料により説明〕

道路構造保全対策課長 〔議案第136号中  
トンネル等保全事業費について、  
橋りょう維持補修事業費について、  
議案説明資料により説明〕

道路河川管理課長 〔議案第136号中  
消雪対策事業費について、  
リフレッシュ事業費について、  
街路樹管理費について、  
議案説明資料により説明〕

道路整備課長 〔議案第136号中  
市道整備事業費について、  
議案説明資料により説明〕

建設政策課長 〔議案第136号中

道路計画事業費について、  
議案説明資料により説明]

河川整備課長 〔議案第136号中  
浸水対策事業費について、  
議案説明資料により説明]

公園緑地課長 〔議案第136号中  
公園管理費について、  
公園整備事業費について、  
議案説明資料により説明]

土木事務所建設課長 〔議案第136号中  
道路橋りょう災害復旧事業費について、  
議案説明資料により説明]

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

横野委員 議案説明資料7ページのリフレッシュ事業費  
の内容について少し確認したいのですが、こ  
のリフレッシュのポイントとなっている舗装  
について、何を判断して対象としているのか  
教えていただけますか。

道路河川管理課長 リフレッシュ事業におきます舗装についてお

答えいたします。

まずリフレッシュ事業につきましては、今現在あります施設が経年により劣化した場合に、その機能であるとか、安全性といったものが低下していきます。そういったところを復旧するために新しくリフレッシュするという内容となっています。舗装につきましても同様の考え方であります。

横野委員

富山市内のいろいろな地域の舗装が今リフレッシュ事業で上がっていますけれども、これは建設部の担当課の技術職員が現地を見てこの場所を発見したのですか。あるいは、地域から、こういった道路が傷んでいるといった連絡を受けて発注しているのですか。そこをお伺いします。

道路河川管理課長

現在、富山市で管理しています市道の舗装の傷みにつきましては、我々職員が通常のパトロールにおいて発見する場合、または地域の住民の方々から御連絡をいただいて発覚する場合があります。あわせまして、富山市の中で主要な幹線道路等につきまして調査を実施しておりまして、その中で傷みの激しい部分を補修の対象としております。

横野委員 私自身、車で通っていて非常に危ないと思うところがあるのですよ。実際、道路が傷んでいるところが見えるのですが、建設部で直す様子が全然見当たらないので、本当に技術職員が道路を回っているのか、非常に疑問に思っているのです。

道路維持管理上、そういった道路の見回りは大体どの程度行っているのか、それで発見できているのかどうかをお聞かせください。

道路河川管理課長 舗装の傷みについては、先ほど申し上げましたとおり、職員のパトロールによるものというところがございます。それは、定期的にはありませんが、通常の業務で外出する場合も含めまして、道路のパトロールを行っております。もう1つ、富山市の建設業協会も業務委託として指定した路線のパトロールを定期的に行っております、そちらからも傷みについての情報を収集しています。

横野委員 今回指摘されているところについて見ていると、交通量が非常に少ない、一般市民が通らないような道路まで補修の対象に入っているものですから、これは住民要望で上げられたのか、ちょっと疑問だったのです。

こういうものがあるのなら、私たちもリフレ

ツシュ事業として傷んでいる箇所の補修を要望してもよろしいのでしょうか。

道路河川管理課長 我々が今現在実施しておりますパトロールや業務委託によるパトロールの中では、富山市道が3, 100キロメートル余りある中で、なかなか目が行き届かないところがあります。そこは地域の方々がふだん生活している中でお気づきになられたところをぜひとも教えていただきたいというところもありまして、そういったところは要望という形でいただけたらと思っております。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第136号中建設部所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第16号 令和2年度富山市継続費繰越

計算書、第8款土木費、  
報告第18号 令和2年度富山市繰越明許費  
繰越計算書、第8款土木費中、建設部所管分、  
第11款災害復旧費中、建設部所管分、  
報告第22号 令和2年度富山市事故繰越し  
繰越計算書中、建設部所管分、  
報告第23号 債権放棄報告の件中、建設部  
所管分、  
以上4件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

建設部次長 〔報告第16号について、  
報告第18号について、  
議案書及び議案説明資料により説明〕

道路構造保全対策課長 〔報告第22号について、  
議案説明資料により説明〕

市営住宅課長 〔報告第23号中  
建設部所管分について、  
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長        ないようですので、これをもって質疑を終結  
いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、  
議決不要のものです。  
以上で、建設分科会建設部所管分を終了いた  
します。

午前 11 時 12 分    休憩

~~~~~

午前 11 時 37 分    再開

分科会長        これより、建設分科会活力都市創造部所管分  
の議案の審査を行います。  
議案第 136 号    令和 3 年度富山市一般会計  
補正予算（第 2 号）、第 1 条歳入歳出予算の  
補正、歳出第 8 款土木費中、活力都市創造部  
所管分  
を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

活力都市創造部長    〔挨拶〕

活力都市創造部次長    〔議案第 136 号中  
活力都市創造部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

交通政策課長 〔議案第136号中  
富山港線フィーダーバス運行事業について、  
議案説明資料により説明〕

建築指導課長 〔議案第136号中  
アスベスト除去等支援事業について、  
議案説明資料により説明〕

中心市街地  
活性化推進課長 〔議案第136号中  
中心市街地活性化推進事業について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

谷口委員 議案説明資料4ページの中心市街地活性化推進事業についてですが、今回で4期目の計画策定に取り組まれるということでもあります。さきに1期から3期までやってこられて、今度4期目に入っていくわけですが、取り組まれることになった本市の思いなどをお聞かせいただけますか。

中心市街地  
活性化推進課長 本市では、人口減少、超高齢社会に対応し、将来にわたって持続可能な都市経営を確保していくために、これまで公共交通を軸とした

拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進してまいりました。その実現のための施策の3本柱の1つは中心市街地の活性化であります。これまでに国の認定を受けまして、中心市街地活性化基本計画に位置づける公共交通の利便性の向上、にぎわい拠点の創出、まちなか居住の推進に向けた事業を推進することで、居住人口の社会増や平均地価の上昇など、その成果は目に見える形で表れています。本市では、今後もぶれることなく、コンパクトなまちづくりを政策の基本に据えるとしております。これまでの中心市街地活性化の流れを止めることのないよう、第4期中心市街地活性化基本計画を策定することといたしました。

谷口委員 中心市街地活性化に向けた課題を抽出して、今後の計画に取り組むということでありましたが、現時点において第4期の基本計画に位置づけるために予定している取組というのは何か持っておられますか。

中心市街地  
活性化推進課長 今、谷口委員が言われましたとおり、基本計画の内容につきましては、基礎調査を踏まえまして今後検討ということにしておりますが、路面電車南北接続の効果を最大限に発揮し、

中心市街地のにぎわいを創出するため、現在取り組んでおります市街地再開発事業や中規模ホールの建設、プールバールの再整備などの事業を位置づけることとしております。さらに、コンパクトなまちづくりの次の段階を見据えまして、歩きたくなる空間づくりや、まちなかの回遊を通して、にぎわい創出に向けた、官と民が連携した持続的なエリアマネジメントを目指す未来ビジョンの策定などを位置づける予定であります。

谷口委員

せっかく継続して取り組んでこられたことでありますから、今後も続けて、しっかりとまちなかのにぎわいをつくっていただければいいとは思いますが、今設定されている436ヘクタールの中でも、結局、本当のまちなかのにぎわいがあるところとそうでないところの差がだんだん出てきたのかなというふうに思うのです。

今の段階で、どこまでをまちなかに変更せよと言ってもなかなか難しいですが、計画を進める中で、本当の中心市街地の活性化のためには、どういうふうに取り組んでいけばいいのかということもしっかりと検討しながら、次の4期目を計画し、そしてまたそれを実行していただきたいと思います。

横野委員 議案説明資料３ページのアスベスト除去等支援事業について、これはどうして６月補正予算での対応になったのでしょうか。当初予算では上げられなかったのですか。

建築指導課長 このアスベスト除去等支援事業につきましては、国の補助制度を活用しておりました。当初は、国の補助制度が令和２年度で終わるということでありましたので、令和２年度を最終年として事業を進めてきたところであります。

令和７年度まで延長となりましたけれども、この延長するという方針が市当局のほうに伝わりましたのが昨年の末でありましたので、当初予算に反映するのは難しいということで、当初予算には上げなかったというものであります。

横野委員 本年３月の本会議でアスベスト除去対策の考え方について質問があったと思いますが、確かに、当初予算を上げる時期とのタイミングの問題があったと言われると、予算上の問題しかないです。

ただ、今ここに３件上がっていますけれども、この３件は事前にお問い合わせがあったのでしょうか。

建築指導課長 アスベスト事業等支援事業の継続につきましては、質問などはありましたけれども、具体的に相談というものは受けておりません。

横野委員 そうしたら、この後まだ増える要素があったときは、予算措置をまた別にするわけですか。この後、増える要素はありますか。

建築指導課長 増える要素があるのかどうか一今、具体的な相談は受けておりませんので、こちらで判断することはちょっと難しいですけれども、問合せなどが増えるようでしたら、追加の補正予算ですとか、そういったことも今後検討してまいりたいとは思っています。ただし、国の制度ですから、予算の枠を確保するといった協議も必要ですので、市の一存ではなかなか進められないものであります。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第136号中活力都市創造部所管分の意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、活力都市創造部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第18号 令和2年度富山市繰越明許費繰越計算書、第8款土木費中、活力都市創造部所管分、  
報告第22号 令和2年度富山市事故繰越し繰越計算書中、活力都市創造部所管分、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

活力都市創造部次長 〔報告第18号について、  
議案書により説明〕

富山駅周辺 〔報告第22号中  
地区整備課長 富山駅周辺整備事業費の事故繰越について、  
議案説明資料により説明〕

交通政策課長 〔報告第22号中  
公共交通活性化推進事業の事故繰越について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

豊岡委員 議案説明資料6ページの富山駅周辺整備事業費の事故繰越について、2つ質問いたします。まず1つは、当初予定していた工法を変更するという事になったのですけれども、具体的な工法について教えてください。

富山駅周辺地区整備課長 現在進めております富山地方鉄道本線の仮線工事につきましては、今、いたち川のほうに橋梁を設置することにしています。その橋梁の基礎形式について、後々撤去が必要なものですから、当初は撤去が容易な直接基礎を予定しておりましたが、施工段階で県とJR西日本とが協議した結果、直接基礎の場合は掘削量が多くなり、北陸新幹線の構造物への影響があるということで、この直接基礎から杭基礎のほうへ工法変更する必要が生じたということであります。

豊岡委員 もう1つ、新型コロナウイルス感染症の影響がまだ続いているわけなのですけれども、年度内の完成が困難になるということで変更したということなのですが、令和3年度もやっぱりこれは起こり得ると考えておられるのか教えてください。

富山駅周辺  
地区整備課長 現在、富山地方鉄道本線の仮線工事が本格化  
しておりますので、県のほうからは、今後は  
同じような事故繰越については発生しないとい  
うふうに聞いております。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって質疑  
を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、  
議決不要のものです。  
以上で、活力都市創造部所管分を終了いたし  
ます。  
これで、6月定例会の当分科会に送付されま  
した全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
分科会長報告については、正・副分科会長に  
御一任願いたいと思いますが、いかがでしょ  
うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和3年6月定例会の予算決  
算委員会建設分科会を閉会いたします。

令和3年6月定例会  
予算決算委員会建設分科会記録署名

分科会長 竹 田 勝

署名委員 谷 口 寿 一

署名委員 横 野 昭